

「政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程」 の改正概要

1 改正の理由

①政治資金規正法（以下、「法」という。）の一部改正により、国会議員関係政治団体の収支報告書に新たに添付のうえ提出されることとなった確認書※について、何人も閲覧又は写しの交付を請求することができる規定が追加されたこと、②神奈川県手数料条例の一部改正により、収支報告書等の写しの交付方法として CD-R 等による方法が追加されることに伴い、所要の改正を行う。

※国会議員関係政治団体の代表者が当該政治団体の収支報告書を確認した旨の書類

2 改正の内容

○用語の整備（第1条関係）

法改正に伴い、用語の整備を行う。

○写しの交付の請求等（第2号様式関係）

写しの方法の記載欄を追加する。

3 施行期日

令和8年1月1日